

2022年7月25日

文化庁活動の地域移行に関する検討会議 御中

日本教職員組合

中央執行委員長 瀧本 司

「文化庁活動の地域移行に関する検討会議提言（案）～少子化の中、将来にわたり我が国の子供たちが文化芸術に親しむことができる機会の確保に向けて～」に係る意見書

部活動に関して、子どもの人権・学校現場の負担等の観点から、総合型地域クラブ等社会教育への移行をすすめることは喫緊の課題です。「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」に続き「文化庁活動の地域移行に関する検討会議（案）」においても、改革の方向性が示されたことは、地域移行へのさらなる推進力となると考えます。

学校の働き方改革の実現がはかれるとともに、「多様な」実施主体による活動において子どもの権利が保障されるためには、社会教育の基盤整備は不可欠であり、国は財源を確保し、自治体等への支援について明確に示す必要があります。特に、文化庁活動の特性に応じた方策も求められます。

つきましては、部活動の地域移行に関して、以下のとおり意見を述べます。

1. 「地域における新たな文化芸術等に親しむ環境の在り方とその構築方法等」について

- 「誰もが参加できる活動」の実現にむけ、インクルーシブの視点とともに、子どもの参画・最善の利益等、子どもが主体となることを明記する必要がある。
- 「新たな文化芸術等に親しむ環境」の検討・構築のための「協議会」への学校の関わり方を明確にし、地域移行に逆行することのないようにする必要がある。
- 部活動の地域移行は喫緊の課題であり、国・自治体が一体となってすすめる必要がある。そのスムーズな移行にむけ、地域の状況に即した十分な協議と財源を含めた計画的な体制の整備とともに、国の責任で支援を行うことを明記する必要がある。
- すでに地域で活動している文化芸術団体や個人に対し、文化庁活動の地域移行への積極的な参加を促すべきである。

2. 「地域における文化芸術団体等の整備充実及び指導者の質・量の確保方策」について

- 地域における文化芸術活動の実施主体・運営主体及び責任等について、社会教育法に基づいた制度の整備を行う必要がある。

○地域における文化芸術等の指導者に対しては、指導業務に対する労働対価が支払われないと、持続可能な質・量の確保が困難となる。そのため、国は、実施主体に対する財政支援を行い、安定的な運営を支えるべきである。

○教育委員会等から「兼職兼業」の許可を得て地域における文化芸術等の指導に従事する教員の総労働時間は、「給特法」に基づく「在校等時間」と実施主体での業務時間を合算し、教育委員会が把握・管理する必要がある。

○「行き過ぎた指導」やハラスメント等、地域における文化芸術活動に参加する子どもへの人権侵害を防止するため、第三者機関による相談窓口の設置等の対策を明記すべきである。

3. 「地域における文化施設の確保方策」について

○活動場所を学校とする場合、「指定管理者制度」等を活用し、学校の教育活動に影響を与えないこと、施設利用に関する調整や管理等をその学校の教職員の業務として付加しないことを断言すべきである。また、子どもの個人情報保護や「開放」にともなう施設整備・修繕費の支援について、国の責任を明記すべきである。

4. 「大会・コンクールの在り方」について

○文化活動における大会等への参加資格について、「地域の団体等の参加も認める」ことに賛同する。一方で、文化活動の発表や出展等は、個人で行えるものが少なくないため、各地での文化活動を推進するため、発表や出展について個人資格での参加を十分に広報することも必要である。

○地域によっては、文化活動に限定する形で、それぞれの地域、高等学校や大学等で行われている文化活動への参加を認めるなどして生徒の活動の場を広げることも重要である。

5. 「地域の文化芸術活動における会費の在り方」について

○既存の文化活動団体等も含め地域部活動を受け入れる団体や個人に対して、移行期からの継続的な国による支援・補助金の支給が必要である。国は、会費等の上限を示し、低額な会費設定を求めることとすべきである。

○当面、学校部活動・地域部活動等、さらには文化活動と運動・スポーツ活動との二重三重の所属等も想定される。活動に関する私費負担の軽減及び支援を明確に示すべきである。

6. 「学習指導要領を含む関連諸制度等の在り方」について

○「中学校学習指導要領の次期改訂における見直し」については、総則から、「学校教育の一環」としていることや「1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等」の部分に規定されている部活動の意義や留意事項について削除するとともに、音楽科や美術科に

において多様な経験ができるよう考慮することを明記すべきである。

7. 「地域移行の取組がすすめられている間の学校における文化部活動の在り方」について

○地域における文化芸術団体等の実施主体に対しても、子どものストレスや負担につながらないように、「ガイドライン」の趣旨をふまえて活動することを明記すべきである。

8. 「休日の文化部活動の地域移行の達成時期の目途」について

○地域移行に係る文化芸術環境の整備は、自治体の財政基盤が重要である。そのためには、国が自治体に十分な財政支援をする必要がある。地域間格差を是正するためにも、国の財政・予算確保と支援内容について明記すべきである。

○地域移行にあたっては、学校・地域の実態に即し、子ども・保護者・教職員等に丁寧な説明・周知を行うとともに、自治体が当事者の意見を反映しながらすすめることを明記する必要がある。